

Kyoto Prefecture Hospital Association News

第4号

2014年5月

京都府病院協会ニュース

《発行所》京都府病院協会 《発行人》野口雅滋 〒604-8585 京都市中京区西ノ京東桐尾町6 京都府医師会館内
TEL 075-354-6104 FAX 075-354-6074 <http://www.fubyokyo.kyoto.med.or.jp/>

平成26年度定時総会 開催

一般社団法人への移行・
会費値上げについて承認

平成26年度の定時総会を、4月1日(火)、ホテル日航プリンセス京都にて開催しました。当日は、会員病院より20名が参加(委任状28名)。平成25年度の会務報告・決算ならびに平成26年度の事業計画・予算のほか、一般社団法人への移行並びに通常会費の値上げに関する議案が上程され、賛成多数で可決承認されました。

総会終了後に開催した懇親会では、中橋彌光顧問の乾杯のご発声により開宴し、終始和やかな雰囲気が進み、盛会裏に閉会となりました。

◆野口会長「責任ある団体として意見発信していく」

総会の冒頭、野口会長は挨拶の中で、今後の『京都府病院協会のあるべき姿』を見据えて、今年度、本会として取り組むべき事項について概説しました。野口会長は「団塊の世代」が75歳を迎える2025年には、日本は世界に類を見ない超高齢社会を迎えること

となる。今後、医療・介護・福祉の枠組みが大きく変容していく中で、本会としても、京都府における医療提供体制の構築に向けて、一致団結して関わっていく、責任ある団体として意見を発信していくことが必要である」と述べました。

◆一般社団法人への移行について承認

第3号議案では、一般社団法人への移行に関して議案上程しました。主旨説明に立った野口会長は、国会での審議がはじまった「医療・介護一括法案」(別掲)の動向に触れ「今後、病床機能報告制度が今年度中に始まり、地域医療ビジョンも数年内に策定される予定である。機能分化と連携というキーワードのもと、京都府内における病院医療の再編が動き出そうとしている時に、京都府病院協会が責任ある組織として、行政や他の医療団体に意見を発信していくべきだ」と説明しました。そのうえで、「本会としても、法人格を取得し

ておくことが肝要である」との意向を示し、(1)目指すべき法人の形態は一般社団法人(2)取得日は平成26年度中を目指すことを提案。賛成多数で承認されました。

◆平成26年度通常会費の値上げを承認

また、第4号議案では、平成26年度通常会費の値上げに関して議案上程しました。今回の法人格取得にかかる諸経費(事務所賃料や人件費等)が必要となることから、平成26年度の通常会費をこれまでの30,000円から50,000円に値上げすることを提案しました。そのうえで、野口会長は「会費値上げをお願いする以上、今後、会内での経費削減にも努めたい」との意向を示し、会員病院の理解を求めました。また、関連議案と



総会で挨拶する野口会長

平成26年度定時総会 提案議題

- 第1号議案 平成25年度京都府病院協会会務報告に関し承認を求める件
- 第2号議案 平成25年度京都府病院協会歳入歳出決算に関し承認を求める件
- 第3号議案 一般社団法人への移行に関し承認を求める件
- 第4号議案 通常会費の徴収に関し承認を求める件
- 第5号議案 京都府病院協会「会則」の変更に関し承認を求める件
- 第6号議案 平成26年度京都府病院協会事業計画に関し承認を求める件
- 第7号議案 平成26年度京都府病院協会歳入歳出予算に関し承認を求める件

して、「会則」の変更(第23条…通常会費の徴収についても議案上程。いずれの議案も承認されました。その他、平成25年度の会務報告・決算ならびに平成26年度の事業計画・予算についても審議され、いずれの議案も承認されました。平成26年度事業計画については、別掲「基本方針」をご覧ください。当日の総会で承認された議案は左記のとおり。

平成26年度 事業計画 基本方針

本会は昭和26年4月26日、京都府病院協会として発足しています。昭和39年に京都私立病院協会が分離独立した後、昭和41年6月1日に京都府病院協会と名称を改めて、今日にいたっています。本会の目的は「病院の医療施設の改善と医療内容の向上をはかり、かつ病院相互の連絡を密にすること」で、京都府内の官公立私立の病院の代表をもって組織されると規定されています。京都府病院協会は今年創立63年を迎えますが、その間京都府病院協会を取り巻く環境は大きく変化しています。昭和26年に60歳前後であった平均寿命が、平成24年には女性86・41歳、男性79・94歳となり、世界に例を見ない長寿社会での医療提供が求められるようになりました。

この超高齢社会において、医療・介護・福祉をどうすれば適切に提供できるのかを検討するためとして、まず現状を把握するための病床機能報告制度が始まるようとしています。また、それを基に地域医療ビジョンも近々策定されようとしています。このような状況の中で京都府病院協会は何が出来るのかを模索していかなければなりません。

京都府病院協会は京都府におけるがん診療の中心を担ってきました。現在二人に一人ががんに罹患し、三人に一人ががんで死亡する時代です。しかし、がんの罹患率や死亡率は、年齢調整後ではほとんどのがんで減少してきています。絶対数でがん患者が増えているのは、高齢者のがん患者が増えているからです。高齢者が安心してがん診療を受けられる体制を強化していくことが求められています。

昨年8月15日に、福知山市の花火大会会場で多数の方が火傷を負われた爆発事故が起きました。京都府病院協会の会員病院である福知山市民病院を中心とした救急連携体制で被害を最小限にとどめる事ができました。実際の対応時には京都府病院協会の枠や都道府県の枠を超えた医療機関との連携が円滑に行われました。今後も、京都府内で発生する救急疾患や災害時の対応も京都府病院協会が連携を取りながら、中心的に担っていかねばなりません。

京都私立病院協会は今年創立50周年を迎えられます。京都府に二つある病院協会は京都病院学会の学会長を交互に出すなど密な関係を築いてきました。梶田芳弘前会長の時に始まった、府病協と私病協の合同会議も昨年末で7回を数え、両協会の関係は一層密になっています。地域医療ビジョン策定

の中心となるであろう病院医療の再編についても、如何にして京都府民に安心・安全な医療を提供していくかという視点で、ともに議論を深めなければなりません。

このような話し合いの時に、京都府病院協会が一致して、意見を行政や他の医療団体に対して発信していくことが肝要です。その為に、昨年度より取り組んできた京都府病院協会の法人化への移行も何とか今年度中には実現したいと思います。

本年度も例年通り、京都病院学会、病院長研修、文化講演、京都医療団体とのより深い連携にも努めてまいります。

平成26年度 通常会費について

平成26年度の通常会費については、去る4月1日(火)に開催されました「平成26年度定時総会」におきまして、以下のとおり承認されましたので、お知らせいたします。近日中に会員病院宛にご請求させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

平成26年度通常会費 50,000円

1 会務担当理事会及び総会

(1) 本会会務の中核として、毎月1回・第一火曜日を定期開催日とし、会員病院の状況、要望を踏まえ、本会業務の推進を図ります。

(2) 総会は4月第一火曜日に開催し、前年度事業報告並びに会計決算について審議し、了解を得るとともに、当該年度の役員の選任、事業計画及び会計予算案、その他について審議し、承認を得ます。

2 今年度事業計画

(1) 新春懇親会を1月の早い時期に開催し、会員とともに、行政、関係諸団体の長及び役員等を招いて、相互の親睦と連携を強化します。

(2) 行政ならびに医療関係団体との連携を強化します。

① 医療制度改革に向けた対応の共同の取り組み

② 休日、急病、救急医療体制への協力と対策

③ 公私の垣根のない病病連携、病診連携の強化と充実

④ 病院医療のあり方についての意思疎通と共同事業の展開

⑤ 医療に関する地域住民への啓発運動への参加

⑥ 京都病院学会、京都医学会への積極的取り組みと協力

(3) 近畿病院団体連合会、日本病院会及び全国公私立病院連盟などの活動へ参加します。

(4) 関係団体への各種委員会、協議会、審議会等への委員の派遣及び関係諸団体との協力、連携を強化します。

(5) 各種研修会の開催並びに共催を実施します。

(6) 病院長研修会を実施します。

(7) 病院職員の資質向上のための諸施策の立案、実施します。

(8) 看護師等医療従事者の確保対策事業を推進します。

(9) 救急医療体制等の確立と京都府民の医療の充実を図ります。

(10) 第49回京都府病院学会を開催します。

(11) 一般社団法人化へ向けた準備をします。

(12) 京都府病院協会ニュースを発行し、会員病院間の意思疎通を強化します。

(13) メーリングリストの活用により、迅速な病院長間の情報・意見交換の場を提供します。

(14) 府病協ホームページの内容の充実、活用により、会員及び関係団体に対して情報提供に努めます。

【URL: <http://www.fubiyokokyotomed.or.jp>】

医療・介護「一括法案」が 審議スタート

4月に入り、衆議院では「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(以下「一括法案」という)の審議が始まりました。一括法案では①病床機能報告制度の創設や地域医療構想(ビジョン)の策定②特定行為に関する看護師の研修制度の新設③医療事故調査制度の創設④新たな財政支援制度の創設、等が挙げられています。今回のように多くの重要法案を1つの法案に詰め込む手法には与野党から批判の声も出ていますが、今国会で成立すれば、医療界に及ぶ影響は大きいと想定されます。以下に一括法案における「医療法関係」部分を抜粋してお知らせいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の概要について(医療法関係)
出所 平成26年3月3日 全国医政関係主要議員会談資料

1 病床機能報告制度と地域医療構想(ビジョン)の策定
病床機能報告制度

(平成26年10月1日施行)
医療機関が、その有する病床において担っている医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の現状及び今後の方向を選択し、病棟単位で、都道

府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

○ 地域医療構想(ビジョン)の策定
(平成27年4月1日施行)

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。

国は、都道府県における地域医療構想(ビジョン)策定のためのガイドラインを策定する。(平成26年度～)
2 在宅医療・介護の連携の推進
(平成26年4月1日又は法律交付の日)のいずれか遅い日

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針に則して、国が定める医療計画の基本方針と介護保険事業計画の基本方針を整合的なものとして策定。

○ 医療計画と介護保険事業計画の計画期間が揃うよう、平成30年以降、医療計画の計画期間を6年に改め、在宅医療など介護保険と関係する部分については、中間年(3年)で必要な見直しを行う。

○ 地域医療構想(ビジョン)の中で市町村等ごとの将来の在宅医療の必要量を示すとともに、在宅医療を担う医療機関や訪問看護等の提供体制に係る目標や役割分担、在宅療養患者の病状の変化に応じた病床の確保のあり方等を医療計画に盛り込む。

3 特定機能病院、地域医療支援病院の承認要件の見直し
医療を取り巻く様々な環境の変化

を踏まえ、「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」を設置、それぞれの承認要件の見直しを行う。(平成26年4月1日施行)

4 医師確保対策(地域医療支援センター)の設置

○ 都道府県が、キャリア形成支援と一体となつて医師不足の医療機関の医師確保の支援等を行う地域医療支援センターの機能を医療法に位置づける。
(平成26年10月1日施行)

5 医療機関の勤務環境改善(医療勤務環境改善支援センター)の設置

○ 医師、看護師等の医療スタッフ全体の離職防止や医療の質の向上を図るため、国における指針の策定等、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取り組みを行うための仕組み(勤務環境改善マネジメントシステム)を創設するとともに、各都道府県ごとに、こうした取り組みを行う医療機関に対する総合的な支援体制(医療勤務環境改善支援センター)を設置する。(平成26年10月1日施行)

6 医療事故に係る調査の仕組み

○ 医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組みを、医療法に位置づけ、医療の安全を確保する。(平成27年10月1日施行)

7 臨床研究の推進(臨床研究中核病院)

○ 日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割

を担う病院を臨床研究中核病院として医療法上に位置づける。(一定の基準を満たした病院について、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いた上で、臨床研究中核病院として承認する)(平成27年4月1日施行)
8 持ち分なし医療法人への移行の促進等
○ 持分なし医療法人への移行促進。
(平成26年10月1日施行)
医療法人の経営者が死亡により相

続が発生することがあつても、相続税の支払のための出資持分払戻しなどにより医療継続が困難になるようなことなく、引き続き地域医療の担い手として、医療を継続して安定的に提供できるよう、仕組みを導入する。
○ 医療法人社団及び医療法人財団の合併。(平成26年10月1日施行)
社団法人医療法人と財団法人医療法人の合併を可能とする。

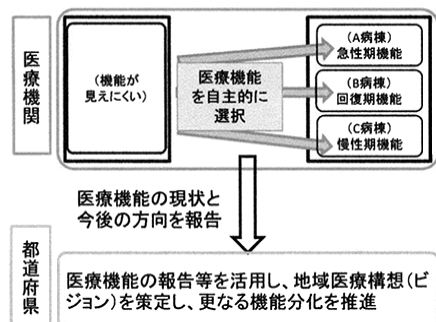
病床機能報告制度と地域医療構想(ビジョン)の策定

○ 病床機能報告制度(平成26年度～)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

○ 地域医療構想(ビジョン)の策定(平成27年度～)

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。
国は、都道府県における地域医療構想(ビジョン)策定のためのガイドラインを策定する(平成26年度～)。



(地域医療構想(ビジョン)の内容)

- 2025年の医療需要
入院・外来別・疾患別患者数 等
- 2025年に目指すべき医療提供体制
・二次医療圏等(在宅医療・域包括ケアについては市町村)ごとの医療機能別の必要量
- 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・養成等

厚生労働省京都労働局委託事業

勤務環境の改善・向上を目指す
医療機関の皆さまへ医療労務管理相談コーナーを
ご活用ください医療労務管理アドバイザーが
お手伝いいたします

- 勤務環境改善計画の作成・実施等を支援します。
- 労務管理全般に関する相談、労働基準関係法令に関する照会に対応します。
- ご利用は無料です。
- 相談内容に関する秘密は守られます。

京都医療労務管理相談コーナー

〒602-0939

京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332番地
京都府社会保険労務士会館内開 所 日 : 土曜・日曜・祝日・夏季休暇(8/14・15)及び
年末年始(12/28～1/3)を除く毎日

開所時間 : 午前9時～午後5時

電話:075-415-7490 FAX:075-417-1880

京 都 労 働 局

下半期の活動状況

会務担当理事会は毎月第1火曜日に開催しており、京都府における医療を取り巻く諸問題につき検討を行っています。また、行政関係の各種審議会に委員として役員が参加し、意見具申を行っています。

〈平成25年度の活動状況〉

(平成26年1月～3月)

1月 平成26年新春講演会・懇親会を開催。京都産業大学の永田和宏教授をお招きし「病気に打ち克つ言葉の力」と題してご講演いただいた。



1月 京都府病院協会・京都私立病院協会の連名で「看護職員の確保」に関する要望書を京都府府知事に提出した。

3月 平成25年度近畿病院団体連合会第2回委員会に本会より3名が出席。依田副会長より「福知山花火大会事故における医療連携」について報告し、話題提供した。

第49回 京都病院学会

多数、
ご参加ください!

◆概 要

日 時	平成26年6月8日(日) 午前9時～午後5時	後 援	京都府・京都市・京都府医師会
場 所	池坊短期大学	一般演題	415題(9会場に分かれて実施)
学会長	富士原正人(京都ルネス病院 理事長・院長)	参加費	医療関係者3,000円・学生1,000円・市民1,000円 ※事前申込不要
共 催	京都私立病院協会・京都府病院協会		

◆メインテーマ 「認知症を有する患者への医療」

午前9時～午前9時50分

基調講演 「永遠の17歳、おとなの学校で介護を変えよう」

講師:大浦敬子氏(医療法人社団大浦会 理事長)

午前9時55分～ 「認知症を有する患者への医療」に関する演題発表(6題)

◆特別講演

午前11時30分～午後12時30分

「スウェーデンの人々の暮らし～暮らしにまつわる医療と福祉～」

講師:ウルフ・セールマルク氏(在日スウェーデン大使館 公使)

◆連絡先

〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸8階 京都私立病院協会内
TEL:075-354-8838 FAX:075-354-8802